

2級 問題

第1問 1-1 (3点)

製造物責任法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 消費者Aは、建築会社B社に自宅の増築を依頼し、完成した自宅の引渡しを受けた。Aは、当該増築部分を書斎として使用していたが、B社の施工の不備が原因で当該増築部分の天井板が落下したため、その下敷きになり負傷した。この場合、Aは、B社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求することができる。
- ② 消費者Aは、B社が経営するスーパーマーケットで、その店舗内で調理された弁当を購入し、その日の昼食とした。当該弁当は調理の際に細菌が混入していたため、これを食したAが食中毒に罹患した。この場合、製造物責任法上の製造物に該当するのは工業製品のみであるため、Aは、B社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求することができない。
- ③ 消費者Aは、B社が経営するアウトドア用品店で、アウトドア用品メーカーC社がB社からの委託により設計および製造を行ったテーブルを購入した。当該テーブルには、製造業者としてB社の商号が表示されていた。当該テーブルは、設計上の欠陥が原因で脚の固定器具が破損し倒れたため、当該テーブルの上で湯を沸かしていたコンロが落下して、こぼれた熱湯でAはやけどを負った。この場合、Aは、B社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求することができる。
- ④ 消費者Aは、B社が経営する食器店で、食器メーカーC社が製造したコーヒーポットを購入した。当該コーヒーポットは、製造上の欠陥が原因で水漏れがするため、使用することができなかった。この場合、当該コーヒーポットが使用不能であったこと以外にAに損害が生じていなくても、Aは、C社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求することができる。

- ⑤ 消費者Aは、B社の経営する家具店で、家具メーカーC社が製造した組立て式のクローゼットを購入した。当該クローゼットは、AによってC社作成の取扱説明書に従って組み立てられたが、当該取扱説明書の記載に誤りがあったことが原因で適切に組み立てられていなかった。そのため、Aが当該クローゼットに洋服を掛けようとしたところ、当該クローゼットが倒れ、Aはその下敷きになり負傷した。この場合、Aは、C社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求することができない。

第1問 1-2 (3点)

売買契約に関する次の①～⑤の記述のうち、民法の規定に照らし、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 売買契約の目的物が、買主への引渡しの前に、売主および買主以外の第三者の責めに帰すべき事由により滅失し、当該目的物の引渡債務の履行が不能となった。この場合、買主は、売主から当該目的物の代金を請求されたとしても、その履行を拒むことができる。
- ② 売買契約によって目的物の所有権が売主から買主に移転するのは、売主と買主との間で申込みの意思表示と承諾の意思表示が合致した時であり、売主と買主との間の特約によっても、これと異なる時を所有権の移転時期とすることはできない。
- ③ 売主は、目的物の引渡しにつき債務の本旨に従って弁済の提供をしたにもかかわらず、買主が当該目的物の受領を拒絶したことにより約定の履行期に当該目的物を引き渡すことができなかった場合、履行遅滞には陥らず、債務不履行の責任を負わない。
- ④ 売買契約の締結後、目的物の引渡しの前に、売主は、買主に対し、当該目的物の引渡債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した。この場合、買主は、売主に対し、相当の期間を

定めて履行の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- ⑤ 買主は、売買代金を支払う前に目的物を受領したが、当該目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであった場合、売主に対し、原則として、当該目的物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

第1問 1-3 (3点)

著作権法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 著作者の有する権利には、著作権（著作財産権）と著作者人格権とがある。著作者は、自己の著作権および著作者人格権を第三者に譲渡することができるが、それらを譲り受けた者は著作権および著作者人格権を取得する。
- イ. 著作物を創作した者は、自己の著作物の原作品に、その実名または変名として周知のものを著作者名として通常の方法により表示した場合、著作権法上、その著作物の著作者と推定される。
- ウ. 著作権の支分権のうち、上映権は、著作物を公に上映する権利であり、上映には、例えばDVD等の記録媒体に固定された映画の著作物を映写幕等に映写することに伴って映画の著作物に固定されている音を再生することが含まれる。
- エ. 著作権者は、他人に対しその著作物の利用を許諾することができ、許諾を受けた者は、許諾された利用方法および条件の範囲内でその許諾にかかる著作物を利用することができる。
- オ. 他人の著作権の目的となっている著作物を使用しようとする者は、個人的にまたは家庭内等の限られた範囲内において使用することを目的とする私的使用のための複製であっても、著作権者の許諾を得なければ、当該著作物を複製することはできない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アエオ
④ イウエ ⑤ ウエオ

第1問 1-4 (3点)

抵当権に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 債権者は、債務者に金銭を貸し付けるにあたり、債務者所有の土地に抵当権の設定を受け、その旨の登記を経た。この場合、当該債務者が当該土地を第三者に売却するためには、民法上、当該債権者の同意を得なければならない。
- ② 債権者は、債務者に金銭を貸し付けるにあたり、債務者所有の土地に抵当権の設定を受け、その旨の登記を経た。当該債権者は、当該債務者が返済期限を過ぎても返済しないため当該抵当権を実行する場合、民事執行法上、その前提として、本件貸付けについて民事訴訟を提起し債務名義を取得する必要はない。
- ③ 債権者は、債務者に金銭を貸し付けるにあたり、債務者所有の土地に抵当権の設定を受け、その旨の登記を経た。その後、当該債務者は、当該土地上に建物を建築した。この場合、当該債権者は、民法上、当該抵当権を実行するに際し、当該土地とともに当該建物も競売に付すことができるが、当該土地の代価についてのみ、担保権を有しない一般債権者に優先して弁済を受けることができる。
- ④ 債権者は、債務者に金銭を貸し付けるにあたり、債務者所有の甲土地および乙土地を共同抵当として抵当権の設定を受け、その旨の登記を経た。この場合、民法上、当該債権者は、抵当権を実行するに際し、甲土地および乙土地について、同時に両方の競売の申立てをすることも、いずれか一方のみについて競売の申立てをすることも、可能である。
- ⑤ 債権者は、債務者に金銭を貸し付けるにあたり、債務者所有の土地に極度額7000万円の根抵当権の設定を受け、その旨の登記を経た。その後、当該根抵当権の実行により当該土地は競売に付され、8500万円で第三者に買い受けられた。この場合において、当該根抵当権の被担保債権の総額が8000万円であり、後順位抵当権者がいないときであっても、民法上、当該債権者は、7000万円を限度として配当を受けられるのみである。

第2問 2-1 (3点)

株主総会に関する次の①～⑤の記述のうち、会社法の規定に照らし、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 株主総会の招集請求権および招集権は、すべての株主に認められている。
- ② 株主総会は、株主全員の同意があるときには、原則として、株主に対する招集手続を経ることなく開催することができる。
- ③ 株主総会における議決権は、株主が株式会社の意思決定に参加するための権利であるから、株式会社は、その取得した自己株式について議決権を有する。
- ④ 株式会社は、種類株式として、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限を設けた株式を発行することはできない。
- ⑤ 株式会社は、株主との間の合意により有償で自己株式を取得する場合、株主総会の特別決議による授権決議を経なければならず、株主総会の普通決議や取締役会決議による授権決議を経て自己株式を取得することは認められていない。

第2問 2-2 (3点)

独占禁止法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 乳製品の製造会社A社は、自社の乳製品甲について、小売業者B社に対し、正当な理由がないのに、希望小売価格を維持させる条件をつけて供給している。この場合におけるA社の行為は、不公正な取引方法に該当し独占禁止法に違反する。
- ② 家電メーカーC社は、家電量販店D社に対し、一定の期間における自社の家電製品甲の販売数が一定以上となった場合に、D社に対する家電製品甲の卸売り価格についてC社の採算の範囲内で値引きを行った。この場合におけるC社の行為は、不公正な取引方法に該当し独占禁止法に違反する。
- ③ 寝具メーカーE社は、一定額以上の取引をしている取引先に対し、不当に、競合会社である寝具メーカーF社が販売している商品の取扱い

を禁止する条項を含んだ協定を締結させ、F社の取引の機会を減少させるおそれを生じさせた。この場合におけるE社の行為は、不公正な取引方法に該当せず独占禁止法に違反しない。

- ④ ディスカウントストアチェーンを運営するG社およびH社は、正当な理由がないのに、仕入れ価格を著しく下回る価格で文房具を販売し、これにより文房具を主体に販売する文房具店等を競争上不利な状況に置き、その事業活動を困難にするおそれを生じさせた。この場合におけるG社およびH社の行為は、不公正な取引方法に該当せず独占禁止法に違反しない。
- ⑤ コンピューターソフトウェア開発会社I社は、取引先であるコンピューター製造会社に対し、ソフトウェア甲をコンピューターに搭載することを承諾する際に、不当に、他のソフトウェア乙も同時に搭載することを条件としていた。この場合におけるI社の行為は、不公正な取引方法に該当せず独占禁止法に違反しない。

第2問 2-3 (3点)

国際法務に関する次の文章中の下線部①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

国際的な取引において紛争が生じ、これを民事訴訟により解決する場合、どの国の裁判所に民事訴訟を提起できるかという国際裁判管轄が問題となる。①日本の民事訴訟法上、民事訴訟について、日本以外の国に裁判管轄が認められる場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄は認められない。

日本の民事訴訟法上、民事上の法的紛争の当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。この合意を国際裁判管轄の合意という。②日本の民事訴訟法上、国際裁判管轄の合意は、当事者間で提起され得るすべての訴えを対象となされる必要があり、一定の法律関係に基づく訴えに限定して国際裁判管轄の合意をすることは認められない。

また、いずれの国の法律を適用して紛争を解決するかという準拠法が問題となる。③日本の法の適用に関する通則法上、当事者間に準拠法について

ての合意がない場合、法律行為の成立および効力は、当該法律行為により債務を負う者の本国の法により決定される。また、④日本の法の適用に関する通則法上、当事者間に準拠法についての合意がある場合、準拠法は、原則として、当事者が法律行為の当時に選択した地の法となる。

さらに、外国判決の効力が問題となる。すなわち、外国の裁判所が行った判決に基づき、日本国内で強制執行を行うことができるかという問題である。⑤外国裁判所の確定判決は、日本国内では債務名義としての効力は認められず、当該判決に基づいて強制執行を行うことはできないが、当該判決にかかる民事訴訟と同一の当事者および請求権について日本の裁判所に民事訴訟が提起された場合、日本の裁判所の判断は当該外国裁判所の確定判決中の判断に拘束される。

第2問 2-4 (3点)

会社法上の「会社の代理商」に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 代理商と会社との間の法律関係は委任または準委任であり、代理商は、会社に対して善良な管理者の注意義務を負う。
- ② 代理商は、取引の代理をした場合には、遅滞なく会社に対してその通知を発しなければならない。
- ③ 代理商は、別段の意思表示がない場合、取引の代理をしたことによって生じた債権が弁済期にあるときには、当該債権の弁済を受けるまで、会社のために占有する物を留置することができる。
- ④ 代理商が会社の許可を得ずに、自己のために会社の事業の部類に属する取引を行ったことにより、会社に損害が生じた。この損害につき、会社がその賠償を代理商に請求した場合、当該取引により代理商が得た利益額が会社に生じた損害額と推定される。
- ⑤ 代理商は、その営業の範囲内において会社のために取引の代理をした場合でも、代理商契約において報酬に関する約定をしていなければ、会社に対して報酬を請求することができない。

第3問 3-1 (3点)

労働組合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社には労働組合が存在しないため、A社の労働者Bは、労働組合を結成しようと考えている。この場合において、Bが労働組合を結成するためには、労働組合法上、Bは、A社に労働組合を結成する旨を届け出て、A社の承認を得なければならない。
- ② C社にはD労働組合が存在するが、C社とD労働組合は労働条件の決定等について対立関係にある。この場合、C社は、C社の労働者数に対するD労働組合を組織する労働者数の割合を減少させるため、労働組合法上、新規に労働者を雇用するにあたり、D労働組合に加入しないことを条件として労働契約を締結することができる。
- ③ E社のF労働組合は、労働条件についてE社と交渉し、有効期間を5年とする労働協約を締結した。この場合、労働組合法上、当該労働協約は5年間有効である。
- ④ G社のH労働組合は、G社と交渉し労働協約を締結した。当該労働協約とG社に從來から存在する就業規則との間に内容の矛盾する部分が存在する場合、労働基準法上、所轄労働基準監督署長は、当該労働協約の変更を命じることができる。
- ⑤ I社では常時200名の労働者を使用しており、その過半数である120名の労働者で組織するJ労働組合が存在する。I社は、労働基準法上、その就業規則を変更する場合、J労働組合の意見を聴かななければならない。

第3問 3-2 (3点)

破産手続に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 債権者は、債務者の破産手続開始の申立てをする場合には、あらかじめ当該債務者の同意を得なければならない。
- ② 債務者が支払不能、すなわち、支払能力を欠

- くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあるときは、裁判所は、原則として、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。
- ③ 裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合、必要があると認めるときは、利害関係人による申立てまたは職権により、破産手続開始の申立てについて決定があるまでの間、原則として、債務者の財産に対して行われている強制執行などの手続の中止を命じることができる。
- ④ 裁判所は、一定の場合を除き、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産手続開始の決定と同時に、破産手続廃止の決定をしなければならない。
- ⑤ 破産手続開始決定後、破産者の取引先が破産管財人との間で取引を行ったことにより当該取引先が取得した債権は、財団債権となる。

第3問 3-3 (3点)

個人情報保護法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、本問におけるA社は、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当するものとする。

- ア. A社は、自社の保有する個人情報の利用目的を変更する場合、あらかじめ当該個人情報にかかる本人の同意を得ないで、従前の利用目的を一切考慮することなく、任意に、利用目的を変更することができる。
- イ. A社は、営業活動を通じて顧客Bからその個人情報を取得したが、その利用目的を公表していなかった。この場合、個人情報保護法上、A社は、その利用目的をBに通知した上で、さらに公表しなければならない。
- ウ. A社は、その従業員Cに個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、Cに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- エ. A社は、匿名加工情報データベース等を構成する匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することおよびその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするため

に必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- オ. A社の従業員Dは、その業務に関して取り扱ったA社の個人情報データベース等の全部を複製し、自己の不正な利益を図る目的で第三者に提供した。この場合、Dには個人情報保護法上のデータベース提供罪が成立し得る。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウオ
④ イウエ ⑤ ウエオ

第3問 3-4 (3点)

意思表示に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定に照らし、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 表意者が相手方と通謀して行った真意と異なる意思表示は無効であるが、善意の第三者に対してはその意思表示の無効を主張することができない。
- イ. 他人からの強迫によって行った意思表示は、無効である。
- ウ. 契約の申込みの意思表示をした者は、当該契約の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づき当該意思表示をした場合において、当該錯誤が当該契約の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、当該事情が当該契約の基礎とされることが表示されていなくても、当該意思表示の取消しを主張することができる。
- エ. 表意者が真意でないことを自分で知りながら意思表示をした場合、当該意思表示は原則として有効である。
- オ. 詐欺による意思表示について、表意者は、詐欺の事実を過失により知らない第三者に対して、当該意思表示の取消しを主張することはできない。

- ① アイ ② アエ ③ イオ
④ ウエ ⑤ ウオ

第4問 4-1 (3点)

法的紛争解決手続に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR基本法)では、認証紛争解決手続を利用することができる紛争を特定物の引渡しに関する法的紛争に限定している。
- ② 債権者からの支払督促の申立てにより、簡易裁判所書記官から債務者に支払督促が発せられ、当該支払督促が確定した後であっても、当該債務者が督促異議を申し立てたときは、通常訴訟に移行する。
- ③ 売買契約の当事者は、簡易裁判所において、約定の期日に引き渡されなかった売買目的物について、目的物の引渡しおよび遅延損害金の支払いについて訴え提起前の和解(即決和解)を成立させ、和解調書が作成された。この場合、買主は、当該和解調書を債務名義として、遅延損害金の支払いについて強制執行を申し立てることはできるが、目的物の引渡しについて強制執行を申し立てることはできない。
- ④ 民事上の法的紛争に関し、裁判所に調停が申し立てられた場合において、当事者の一方が調停期日に出席し、その相手方が欠席したときには、直ちに出席した当事者の主張を全面的に認める調停調書が作成される。
- ⑤ 金銭の支払いに関する法的紛争について、当事者間に示談が成立し、その内容を公正証書にする場合であっても、当該公正証書に強制執行認諾文言が付されなければ、当該公正証書を債務名義として強制執行をすることはできない。

第4問 4-2 (3点)

X社は、「甲」という名称の百貨店を営んでいる。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、本問における「甲」および「乙」は、いずれも不正競争防止法上の商品等表示に該当するものとする。

ア. 「甲」がX社の経営する百貨店の名称として「著名性」を有する場合において、個人事業主

として理髪店を営むAが、その経営する理髪店の名称として「甲」を使用する行為は、Aが経営するのが理髪店であって百貨店と同一または類似するといえないため、不正競争防止法上の不正競争には当たらない。

- イ. 「甲」がX社の経営する百貨店の名称として需要者の間で広く認識され「周知性」を有する場合において、X社の競業他社であるY社は、自社の経営する百貨店に「甲」と類似する「乙」という名称を使用し、故意に「甲」と混同を生じさせ、X社の営業上の利益を侵害した。X社が、Y社に対しその侵害により自社が受けた損害の賠償を請求する場合において、Y社がその侵害の行為により利益を受けているときは、不正競争防止法上、その利益の額は、X社が受けた損害の額と推定される。
- ウ. 「甲」がX社の経営する百貨店の名称として需要者の間で広く認識され「周知性」を有する場合において、X社の競業他社であるY社は、自社の経営する百貨店に「甲」と類似する「乙」という名称を使用し、故意に「甲」と混同を生じさせ、X社の営業上の利益を侵害した。この場合であっても、不正競争防止法上、X社は、Y社に対し、その侵害の停止または予防を請求することができない。
- エ. X社は、インターネット上のホームページに、「甲」を表すドメイン名を使用しようとしている。この場合において、第三者Bが、不正の利益を得る目的で、X社の業務にかかる特定商品等表示である「甲」と同一のドメイン名を使用する権利を保有しており、その使用によりX社の営業上の利益が侵害されるおそれがあるときは、不正競争防止法上、X社は、Bによる当該ドメイン名の保有および使用につき差止請求権を行使することができる。
- オ. X社は、甲百貨店で販売しているアクセサリについて、天然ダイヤを使用している旨の表示を行っているが、実際には人造ダイヤを使用していた。この場合において、X社が、当該表示について、消費者庁長官からその裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求められたにもかかわらず、これを提出しなかったときは、

当該表示は、景品表示法上の優良誤認表示とみなされる。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ
④ イエオ ⑤ ウエオ

第4問 4-3 (3点)

株式会社の設立に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 会社法上、株式会社の商号は、株式会社の設立時に作成される原始定款の絶対的記載事項とはされていないため、設立登記の時までに商号を決定すれば足りる。
- イ. 株式会社の設立に際し、設立時発行株式がすべて引き受けられるのであれば、発起人は、必ずしも設立時発行株式を引き受ける必要はない。
- ウ. 金銭以外の財産を出資の対象とする現物出資をする場合には、定款に会社法で定められた事項を記載し、原則として、裁判所の選任する検査役の調査を受けなければならない。
- エ. 株式会社は、その本店所在地において設立の登記をすることによって成立する。
- オ. 発起人は、株式会社の設立についてその任務を怠った場合、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ
④ イエオ ⑤ ウエオ

第4問 4-4 (3点)

甲社は、取引先である乙社に対し、1000万円の商品の売買代金債権を有しているが、履行期が到来しても乙社は甲社に対して売買代金を支払おうとしない。甲社が当該売買代金債権の回収のために乙社の有する資産の調査を行ったところ、乙社は、丙社との間の請負契約に基づき、履行期の到来した1000万円の報酬請求権を有するほかには、乙社の債務の引当てとなる資産を有しないことが判明した。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 甲社が本件報酬請求権につき債権者代位権を行使する場合、甲社は、丙社に対し、本件報酬を乙社に支払うよう請求できるだけでなく、甲

社に直接支払うよう請求することもできる。

- ② 乙社が、丙社に対して本件報酬の支払いを求める訴えを裁判所に提起している場合、甲社は、本件報酬請求権につき債権者代位権を行使することができない。
- ③ 丙社が、乙社からの本件報酬の請求について、その履行を拒絶することのできる抗弁権を有している場合であっても、甲社が本件報酬請求権につき債権者代位権を行使し、丙社に対し、本件報酬の支払いを請求したときには、丙社は、当該抗弁権を甲社に主張することはできない。
- ④ 乙社は、第三者である丁社に本件報酬請求権を無償で贈与した。この場合、乙社が行った本件報酬請求権の贈与について、甲社が詐害行為取消権を行使するためには、乙社および丁社の両方が当該贈与によって乙社の債権者を害することを知っていることが必要である。
- ⑤ 乙社は、第三者である丁社に本件報酬請求権を無償で贈与した。甲社は、当該贈与について、詐害行為としてその取消しを裁判所に請求し、甲社の詐害行為取消請求を認容する判決が確定した。この場合、詐害行為取消権の効果は乙社およびそのすべての債権者に対しても生じるため、当該判決は、乙社およびそのすべての債権者に対してもその効力を有する。

第5問 5-1 (3点)

特許法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 研究者甲は、スマートフォン用の液晶画面の研究により、特許法上の物の発明に該当する発明Aを創作するとともに、発明Aを実施した液晶画面を生産する方法についての発明Bを創作した。この場合、甲は、発明Aについて特許を受けることができるほか、発明Bについても特許を受けられることがある。
- イ. 研究者甲は、特許法上の特許要件を充たす発明Cを創作した。この場合、特許法上、特許を受ける権利は譲渡することができないため、甲は、発明Cについて特許を受ける権利を第三者である乙社に移転することはできない。

ウ. 甲社の従業者乙は、勤務時間中に甲社内 の設備を利用して、特許法上の職務発明に該当する発明Dを創作し、甲社の勤務規則の定めにより、甲社が発明Dについての特許権を乙から承継した。この場合、特許法上、乙には、甲社から相当の利益を受ける権利が認められる。

エ. 甲社の従業者乙は、第三者である丙社が特許権の設定登録を受けた特許発明Eについて、丙社が特許権者であることを知りながら、甲社の業務に関し、丙社に無断で特許発明Eを実施している。この場合、侵害行為を行った乙だけでなく、甲社も刑事罰を科されることがある。

オ. 甲は、過失により、乙社が特許権の設定登録を受けた特許発明Fについて、乙社の特許権を侵害し、その業務上の信用を害した。この場合、特許法上、乙社には、損害の賠償を請求する権利は認められるが、その損なわれた業務上の信用を回復するのに必要な措置を請求する権利は認められない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ
④ イエオ ⑤ ウエオ

第5問 5-2 (3点)

消費者保護関連法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 消費者が、事業者による不適切な勧誘行為があったことを理由として、消費者契約法に基づき、事業者との間の売買契約を取り消した場合、当該売買契約は遡及的に無効となり、すでに履行された債務につき、事業者および消費者の双方が原状回復義務を負う。
- ② 消費者契約法上の消費者契約において、事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項が規定されている場合、当該消費者契約自体が無効となる。
- ③ 割賦販売法上、消費者と販売業者との間で、販売業者の営業所等以外の場所で個別信用購入あっせん関係販売契約が締結された場合において、消費者が、信販会社との間で締結した当該個別信用購入あっせん関係販売契約にかかる立替払契約(個別信用購入あっせん関係受領契約)

について、当該信販会社に対してクーリング・オフの通知をしたときは、原則として、個別信用購入あっせん関係販売契約は解除されたものとみなされる。

- ④ 特定商取引法上の訪問販売には、営業所等以外の場所で行われる所定の取引のほか、販売業者が路上で呼び止めて同行させるなどの一定の方法により営業所等に誘引して行われる所定の取引も含まれる。
- ⑤ 特定商取引法が適用される特定継続的役務提供契約を締結しようとするときは、役務提供事業者は、当該特定継続的役務の提供を受けようとする者に対し、当該特定継続的役務提供契約を締結するまでに、当該特定継続的役務提供契約の概要について記載した書面を、また、特定継続的役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、当該特定継続的役務提供契約の内容を明らかにする書面を、それぞれ交付する必要がある。これらの書面を1つの書面で兼ねることはできない。

第5問 5-3 (3点)

Xタクシー会社の従業員である運転手Aは、業務中にタクシーの運転操作を誤り、自転車で走行していたBに衝突した。Bはこの事故により怪我を負い、Bの自転車も大破した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、本問において、Bは、**事理弁識能力を有するものとする。**

- ア. Bは、X社に対して、民法715条の使用者責任の規定に基づいて損害賠償請求をするときは、同時にAに対して民法709条の不法行為責任の規定に基づく損害賠償を請求することはできない。
- イ. Bは、保険会社であるY社との間で傷害保険契約を締結しており、本件事故による怪我について傷害保険金を受け取った。この場合、Bの受け取った傷害保険金の額は、Bが原告となりX社を被告として提起した民法715条の使用者責任の規定に基づく損害賠償請求訴訟において、損害賠償の額を算定するにあたり、損益相殺の対象となる。

ウ. 本件事故につきBにも過失が認められる場合において、BがX社を被告として民法715条の使用責任の規定に基づく損害賠償請求訴訟を提起したときは、裁判所は、Bの過失を考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

エ. X社は、民法715条の使用責任の規定に基づいてBに対して損害賠償を行った場合、原則として、Aに対して求償することができる。

オ. Bは、X社に対して、自動車損害賠償保障法3条の運行供用者責任の規定に基づいて自己の怪我について損害賠償を請求することはできるが、当該規定に基づいてBの自転車の損壊について損害賠償を請求することはできない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アエオ
④ イウエ ⑤ ウエオ

第5問 5-4 (3点)

非典型担保に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、B社に対して有する貸金債権を担保する目的でB社所有のX建物につき代物弁済の予約を行い、その仮登記を経た。その後、B社が破産手続開始の決定を受けた場合、A社は、破産法上の別除権者に当たる。
- ② A社は、B社に対して有する貸金債権を担保する目的でB社所有のX土地につき代物弁済の予約を行い、その仮登記を経た。その後、B社は、約定の期日までに借入金を弁済することができなくなった。この場合において、担保権を有しない他の債権者によりX土地が強制競売に付されたときは、仮登記担保法上、A社は、当該他の債権者に優先して弁済を受けることができる。
- ③ A社は、B社に対して有する貸金債権を担保する目的でB社所有の絵画Xに譲渡担保の設定を受ける場合、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(動産・債権譲渡特例法)に基づく動産譲渡登記を経ることで、絵画Xの譲渡担保権を第三者に対抗することができる。
- ④ A社は、B社に対して有する貸金債権を担保

する目的でB社所有のX建物に譲渡担保の設定を受けた。A社は、当該譲渡担保を実行する場合、裁判所の競売手続を経ることなく、自らX建物を第三者に売却する方法をとることができる。

- ⑤ A社は、その所有する新車の乗用車XをB社に売却するに際し、売買契約において、B社が代金の全額を支払う前にA社が乗用車XをB社に引き渡すが、乗用車Xの所有権は代金全額の支払いが完了するまでA社に留保される旨の所有権留保の約定をした。この場合において、B社が、売買代金の支払いを完了する前に乗用車Xを第三者であるC社に売却したとしても、B社とC社との間の売買契約は、所有権留保の約定に基づき無効となる。

第6問 6-1 (2点)

ファイナンス・リースに関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. ファイナンス・リース契約は、ユーザーによるリース契約の申込みに対し、リース会社が承諾した時点で成立する諾成契約である。
- イ. リース会社とサプライヤーとの間のリース物件の売買契約は、一般に、リース会社とユーザーとの間のリース契約が締結されるより前に締結される。
- ウ. ファイナンス・リースにおいては、一般に、リース会社がリース物件の保守・修繕義務を負う。
- エ. ユーザーは、過失によりリース物件を破損させた。この場合、ユーザーは、リース会社からリース物件の修理費用相当額の損害賠償を請求されたときは、これに応じなければならない。
- オ. ユーザーは、リース物件に施されていた、リース会社所有のリース物件である旨の表示を破棄した上で、第三者に対し、当該リース物件は自己の所有物であると虚偽の説明をして売却し、現実に引き渡した。この場合、当該第三者は、当該ユーザーから当該リース物件の引渡しを受ける際に、当該リース物件が当該ユーザーの所有物であると信じ、かつそう信じたことに

つき過失がないときは、当該リース物件の所有権を取得する。

- ① アイウ ② アイオ ③ アエオ
④ イウエ ⑤ ウエオ

第6問 6-2 (2点)

株式会社における取締役の業務執行の監督に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A株式会社は、会社法上の公開会社でなく、かつ、監査役会または会計監査人を設置していない。この場合、A社は、定款の定めにより、監査役の権限を会計監査に限定することができる。
- ② 会社法上の公開会社であるB株式会社において監査役Cが選任されている場合、監査役Cの業務監査の権限は、B社の取締役の行為が法令・定款に違反するかという適法性の監査のみであって、取締役の行為の当否についての妥当性の監査には及ばない。
- ③ 会社法上の公開会社であるD株式会社の監査役Eは、いつでも、D社の取締役および会計参与ならびに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、また、D社の業務および財産の状況を調査することができる。
- ④ 会社法上の公開会社であるF株式会社の取締役Gが、F社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってF社に著しい損害が生ずるおそれがあるときであっても、F社の監査役Hは、取締役Gに対し、当該行為をやめることを請求することができない。
- ⑤ I株式会社は、指名委員会等設置会社である。この場合、I社の指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定することができる。

第6問 6-3 (2点)

インターネットにかかわる法規制に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 個人事業主Aが、取引先との間で行ったイン

ターネット上の取引に関する情報を表すために電磁的記録を作成した。当該電磁的記録に記録された情報についてAによる電子署名が行われているときは、「電子署名及び認証業務に関する法律」上、当該電磁的記録は、真正に成立したものと推定される。

- ② B社の従業員Cは、業務その他正当な理由がないのに、B社の同僚Dが使用している「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(不正アクセス禁止法)上のアクセス制御機能に係る他人の識別符号に該当するIDおよびパスワードを、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者およびD以外の第三者に提供した。Cの行為は、不正アクセス禁止法上、刑事罰の対象となる。
- ③ インターネットを通じて不特定の者が利用できるウェブサイト上で、Eの名誉を毀損する情報が流通し、Eに損害が生じたが、当該情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることは技術的に不可能であった。この場合、当該情報の流通に使用された特定電気通信設備を他人の通信の用に供するプロバイダであるF社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)上、原則として、Eに対し、当該名誉の毀損につき損害賠償責任を負わない。
- ④ Gは、インターネットを通じて不特定の者が利用できるウェブサイト上で、自己の名誉を毀損する情報が流通し、Gに損害が生じたため、当該情報の流通に使用された特定電気通信設備を他人の通信の用に供するプロバイダであるH社に対して、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報の開示を請求したが、H社が当該請求に応じなかったことにより、Gに損害が生じた。この場合、H社は、プロバイダ責任制限法上、故意または過失の有無を問わず、Gに対し、H社が当該請求に応じないことによりGに生じた損害を賠償する責任を負う。
- ⑤ 小売業を営むI社は、自社の営業につき広告を行うための手段として電子メールを送信する場合、「特定電子メールの送信の適正化等に関

する法律」(迷惑メール防止法)上、あらかじめ当該電子メールの送信することに同意する旨をI社に対し通知した者など、迷惑メール防止法所定の者以外の者に対し、当該電子メールの送信をしてはならない。

第6問 6-4 (2点)

民事再生法に基づく再生手続に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 債務者A社は、再生手続開始の申立てを行い、再生手続開始の決定を受けた。この場合において、裁判所から管理命令が発せられたときは、管財人が選任され、A社の業務の遂行ならびに財産の管理および処分をする権利は、当該管財人に専属する。
- イ. 債務者B社は、再生手続開始の申立てを行った。この場合、B社に対して1200万円の債権を有する債権者C社は、再生手続開始の決定がなされる前であっても、民事再生法上、当然に、仮差押え、仮処分その他の保全処分を行うことができなくなる。
- ウ. 債務者D社は、再生手続開始の申立てを行い、再生手続開始の決定を受けた。E社は、D社に商品を納入しており、再生手続開始前の原因に基づき、D社に対して500万円の債権を有している。E社は、再生手続開始前にD社に納入した商品がD社の倉庫に残存している場合であっても、自らその商品を差し押さえて売却し、その売却代金をD社に対して有する債権の回収に充てることはできない。
- エ. 債務者F社は、再生手続開始の申立てを行い、再生手続開始の決定を受けた。G社は、再生手続開始前の原因に基づき、F社に対して800万円の金銭債権を有する一方、F社に対して300万円の金銭債務を負っている。G社は、当該金銭債権および当該金銭債務の双方が債権届出期間の満了前に相殺適状になったときは、債権届出期間の末日を徒過しても、相殺の意思表示をすることができる。
- オ. 債務者H社による再生手続開始の申立てに対し、裁判所が当該申立ての棄却の決定を行い、

確定した。この場合、裁判所は、職権により破産手続開始の決定をすることにより、破産手続に移行させることはできない。

- ① **アウ** ② **アオ** ③ **イウ**
④ **イエ** ⑤ **エオ**

第7問 7-1 (2点)

金融商品取引法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 預金や保険は、銀行法や保険業法で規定されるほか、金融商品取引法による規制の対象となっている。
- イ. 会社の重要な情報に容易に接近し得る者が、重要事実を知って、それが未だ公表されていない段階で、その会社の株式等の売買を行う、インサイダー取引は、金融商品取引法により禁止されているが、インサイダー取引規制に違反した者が、課徴金の納付を命じられることはない。
- ウ. 取引所金融商品市場外において株券等を買付ける場合、取得後の株券等所有割合が5%を超えるときは、原則として、公開買付けの方法によらなければならない。
- エ. 金融商品取引業者等は、一定の金融商品取引契約の締結の勧誘を受けた顧客が契約を締結しない旨の意思を表示した場合、それ以降当該勧誘を継続してはならないが、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認する必要はない。
- オ. 金融商品取引業者等は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて、金融商品取引契約の締結の勧誘をしてはならない。

- ① **アイ** ② **アエ** ③ **イウ**
④ **ウオ** ⑤ **エオ**

第7問 7-2 (2点)

Aは、建築請負業者B社との間で、別荘の新築工事を依頼する旨の建築請負契約を締結した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. AおよびB社は、当該建築請負契約の締結に際し、工事の内容や請負代金の額等を記載した契約書などの書面を作成し、相互に交付することを義務付けられていない。
- イ. Aは、B社に対して損害を賠償しても、B社が当該別荘を完成させるまでの間に当該建築請負契約を解除することはできない。
- ウ. B社が当該別荘の建築を完了した後Aに引き渡す前に、当該別荘はAの帰責事由に基づく火災により全焼した。この場合、約定の期日までに当該別荘を完成させることができないときは、B社の仕事完成義務および引渡義務は消滅し、AはB社からの報酬請求を拒むことができる。
- エ. B社が当該別荘の建築を完了した後Aに引き渡す前に、当該別荘はAおよびB社以外の第三者の帰責事由に基づく火災により全焼した。この場合、約定の期日までに当該別荘を完成させることができないときは、B社の仕事完成義務および引渡義務は消滅し、AはB社からの報酬請求を拒むことができる。
- オ. B社が当該別荘の建築を完了した後Aに引き渡す前に、当該別荘はAの帰責事由に基づく火災により全焼した。この場合、約定の期日までに当該別荘を完成させることができるときは、B社の仕事完成義務および引渡義務は存続し、Aは当該工事にかかる損害賠償責任を負う。

- ① アイ ② アオ ③ イウ
④ ウエ ⑤ エオ

第7問 7-3 (2点)

国際取引に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 日本の企業A社は、B国における取引について便宜を図ってもらうため、B国の公務員Cに

対して贈賄行為を行った。A社からCへの送金手続がアメリカ合衆国(米国)内で行われた場合、A社は、米国の連邦海外腐敗行為防止法による処罰の対象となる可能性がある。

- イ. 日本の企業D社は、自社の製品Eのデザインについて日本で商標登録を受け、製品Eの販売を行っている。F国の企業G社は、製品EにつきD社が有する商標権を侵害する製品HをF国で製造し、日本に輸入し販売しようとしている。この場合、日本の税関当局は、職権により製品Hの輸入を差し止めることができるが、D社が税関当局に製品Hの輸入差止めの申立てをすることはできない。
- ウ. 日本の企業I社は、日本およびJ国で、その発明Kについて特許権を取得することとした。この場合、日本は特許協力条約に加盟しているため、I社は、所定の手続に従い日本で発明Kについて特許出願をすれば、J国が特許協力条約に加盟しているか否かにかかわらず、J国においても発明Kについて特許出願をしたのと同一の効果が認められる。
- エ. 日本の企業L社は、自社の製品Mを製造するのに必要な発明Nにつき、日本およびO国で特許権を有しており、O国においては、O国の企業P社に製品Mの独占的販売権を設定している。第三者Q社が、O国でP社から製品Mを購入し、日本に輸入し販売している場合、日本の判例によれば、L社は、日本における発明Nの特許権に基づいて、Q社に対し製品Mの輸入および販売の差し止めを請求することはできない。
- オ. 日本の企業R社が倒産し、日本の裁判所から破産手続開始の決定を受けた後に、R社の債権者であるS国の企業T社は、R社がS国内に有する資産から弁済を受けた。この場合であっても、T社は、R社の日本における破産手続において、S国で受けた弁済を考慮することなく、配当を受けることができる。

- ① アイ ② アエ ③ イオ
④ ウエ ⑤ ウオ

第7問 7-4 (2点)

会社の合併に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 株式会社間において吸収合併を行う場合、吸収合併存続株式会社および吸収合併消滅株式会社は、法定の事項を定めた吸収合併契約を締結し、当該吸収合併契約の内容等を記載または記録した書面または電磁的記録を所定の期間その本店に備え置かなければならない。
- イ. 解散した株式会社は、他の会社と合併することができ、解散した株式会社を存続会社とする吸収合併を行うことも可能である。
- ウ. 株式会社間において吸収合併を行う場合、吸収合併消滅株式会社の財産は包括的に吸収合併存続株式会社に移転し、吸収合併消滅株式会社の株主は原則として吸収合併存続株式会社の株主となるが、吸収合併消滅株式会社は清算手続を経ることによって消滅する。
- エ. 株式会社間において吸収合併を行う場合、吸収合併存続株式会社が、吸収合併消滅株式会社の総株主の議決権の90%以上を有している特別支配会社であるときは、原則として吸収合併消滅株式会社での株主総会決議による吸収合併契約の承認は不要である。
- オ. 株式会社間において合併を行う場合、合併に反対する反対株主は、合併について異議を述べる機会を与えられるが、自己の株式を当該合併当事会社に公正な価格で買い取ることを請求することはできない。

- ① アエ ② アオ ③ イウ
④ イオ ⑤ ウエ

第8問 8-1 (2点)

商標権に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形および立体的形状については商標権の設定登録を受けることができるが、音については商標権の設定登録を受けることはできない。

- ② 商標権の設定登録を受けることができる商標には、業として商品を生産し、証明し、または譲渡する者がその商品について使用する標章と、業として役務を提供し、または証明する者がその役務について使用する標章とが含まれる。
- ③ 類似の商品に使用される同一の商標について複数の商標登録出願があった場合、先に商標を作成したことを証明した者が、当該商標につき商標登録を受けることができる。
- ④ 商標権は、商標登録を受けた後、商標権者が登録商標を使用している間は存続し、商標権者が登録商標の使用を終了した時点で消滅する。
- ⑤ 登録商標については、当該登録商標が使用されていない状態が継続したとしても、第三者が、その不使用を理由として、商標登録の取消しを求めることはできない。

第8問 8-2 (2点)

下請代金支払遅延等防止法(下請法)に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、本問における親事業者および下請事業者は、それぞれ下請法上の「親事業者」および「下請事業者」をいうものとする。

- ① 事業者が業として行う販売の目的物である物品の製造を他の事業者へ委託した場合において、委託者である事業者および受託者である事業者がいずれも法人であり、かつ、当該受託者の資本金の額が当該委託者の資本金の額よりも小さいときであっても、当該受託者が下請事業者には該当しないことがある。
- ② 親事業者は、下請事業者に対し製造委託をした場合は、下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払いその他の事項について記載または記録した書類または電磁的記録を所定の方法により作成し、一定の期間保存しなければならない。
- ③ 親事業者は、下請事業者に対し製造委託をした場合は、原則として、直ちに、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日および支払方法等の所定の事項を下請事業者へ通知しなければならないが、当該通知は口頭で行えば足

り、書面による必要はない。

- ④ 親事業者は、下請事業者に対し製造委託をした場合において、下請事業者の給付の内容の改善を図るため必要があるときは、下請事業者に自己の指定する物を購入させたとしても、下請法に違反しない。
- ⑤ 親事業者が下請事業者に対し製造委託をした場合において、親事業者は、下請代金の支払期日に下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払いをする日までの期間について、その日数に応じ、未払金額に所定の率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

第8問 8-3 (2点)

債権譲渡に関する次の文章中の下線部(a)~(e)の記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①~⑤の中から1つだけ選びなさい。

債権譲渡とは、債権をその内容を変更しないで譲渡人から譲受人へ移転することをいう。(a)債権譲渡は譲渡人と譲受人の両者の合意によって行うことができるため、譲渡される債権の債務者の同意等は不要である。

債権者と債務者との間で、あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の特約をすることも認められている。(b)債権譲渡禁止の特約が締結されている場合、債務者は、当該特約のあることを知らずに債権を譲り受けた譲受人に対して、債権譲渡の無効を主張することができる。

債権譲渡においては、第三者からは譲渡人と譲受人のどちらが債権者であるかを判別できないので、譲渡当事者以外の第三者に対して債権譲渡の効力を主張するには、法定の対抗要件を備えなければならない。

(c)債務者に対する民法上の債権譲渡の対抗要件は、譲渡人から債務者に対する通知、または債務者から譲渡人もしくは譲受人に対する承諾である。

また、(d)債務者以外の第三者に対する民法上の債権譲渡の対抗要件は、譲受人から債務者に対する確定日付のある証書による通知、または確定日付のある証書による債務者から譲渡人もしくは譲

受人に対する承諾である。

(e)債権譲渡がなされると、債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

- ① abc ② abd ③ ace
④ bde ⑤ cde

第8問 8-4 (2点)

X株式会社は、その主力事業である甲事業に加え、新たに乙事業を開始することを計画している。X社は取締役会設置会社であり、その取締役としてA、BおよびCが選任されており、そのうちAが代表取締役を選定されている。また、唯一の監査役としてDが選任されている。この場合に関する次のア~オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①~⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、X社は、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社のいずれでもないものとする。

- ア. X社は、その取締役会において乙事業の開始を検討するにあたり、取締役会の招集通知をA、B、CおよびDに発しなくても、A、B、CおよびDの全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。
- イ. 乙事業の開始に関し、X社において実際に取締役会を招集することなく、Aが取締役会の決議の目的である事項について提案をし、当該提案につきBおよびCが書面により同意の意思表示をした。この場合、会社法上、X社は、いわゆる持ち回り決議を認める旨の定款の定めの有無にかかわらず、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。
- ウ. X社は、乙事業の開始に必要な資金を調達するため、Y銀行からの借入れを検討している。この場合、当該借入れは、その金額の多寡にかかわらず、X社の取締役会で決議すべき事項には当たらず、Aが単独で決定することができる。
- エ. X社の取締役会において、A、B、CおよびDの全員が出席し、AおよびBの賛成により乙事業の開始を決定する旨の決議が行われ、その議事録が作成された。この場合、Cは、当該議事録に異議をとどめなかったときは、当該決議

に賛成したものと推定される。

オ. Bは、個人として甲事業の部類に属する取引を行う場合、事前にX社の取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けるか、または、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実をX社の取締役会に報告するか、いずれかをしなければならない。

- ① アイ ② アエ ③ イウ
④ ウオ ⑤ エオ

第9問 9-1 (2点)

甲社は、公益通報者保護法に関し、社内で研修を行おうとしている。次の①～⑤の記述は、甲社内における当該研修に関する打合せでなされた発言の一部である。これらの発言のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 「個人情報保護法に抵触する事実は、公益通報の対象ではありません。したがって、株式会社の従業員が、当該株式会社において個人情報保護法に規定する罪の犯罪行為が行われている事実を知り、この事実につき処分や勧告等の権限を有する行政機関に申告したことを理由として当該株式会社から解雇されたとしても、公益通報者保護法による保護を受けることはできません。」
- ② 「株式会社の経理担当者が、経理部長が不正経理により当該株式会社の金員を横領していることを知ったとします。当該経理担当者がこの事実につき行政機関に対して公益通報をする場合と報道機関に対して公益通報をする場合とでは、当該経理担当者が公益通報者保護法による保護を受けるための要件は異なります。」
- ③ 「株式会社の株主総会の担当者が、当該株式会社の株主に対し、当該株式会社の計算で利益を供与して、当該株式会社の株式総会で経営陣に有利な議決をするよう働きかけたとします。当該担当者は、この事実につき行政機関に対して公益通報をすれば、公益通報者保護法により、刑の減免の特典を受けることができます。」
- ④ 「株式会社の従業員が、当該株式会社において廃棄物処理法に違反する公益通報の対象となる

事実が存在することを知り、この事実につき当該株式会社の公益通報窓口に対して公益通報をしたとします。その後、当該株式会社が、当該従業員の勤務態度が著しく不良であることを名目に当該従業員を解雇したとしても、解雇の名目上の理由が公益通報をしたことでなければ、公益通報者保護法上、当該解雇は無効となることはありません。」

- ⑤ 「労働者派遣法上の派遣元事業主との間で雇用契約を締結し、当該派遣元事業主から派遣先に派遣されている派遣労働者が、当該派遣先において、金融商品取引法に基づき作成が義務付けられている報告書に虚偽の記載が日常的に行われていることを知り、この事実につき行政機関に対して公益通報をしたとします。この場合、当該派遣先は、当該派遣労働者が公益通報をしたことを理由として、当該派遣元事業主に当該派遣労働者の交代を求めることができます。」

第9問 9-2 (2点)

民事訴訟手続に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なでないものを1つだけ選びなさい。

- ① 原告が訴状を提出し訴えを提起した場合において、その訴状に民事訴訟法所定の記載事項につき不備があるときは、補正が命じられることなく、裁判長により直ちに訴状が却下される。
- ② 裁判所は、証人および当事者本人の尋問を、できる限り、争点および証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
- ③ 当事者は、攻撃または防御の方法を、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない。時機に後れた攻撃防御方法については、裁判所により却下されることがある。
- ④ 被告は、口頭弁論期日において、原告が主張する請求原因事実の1つについて知らない旨の答弁をした。この場合、被告は、当該請求原因事実を争ったものと推定される。
- ⑤ 裁判所は、判決をするにあたり、口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果を斟酌して、自由な心証により事実認定を行う。

第9問 9-3 (2点)

A株式会社の清算に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. A社は、清算手続を開始する時点において取締役会設置会社である場合、清算人会を設置しなければならない。
- イ. A社が清算手続を開始する場合において、A社の取締役が清算人となるときは、清算手続を開始する時点でA社の代表取締役であったXは、代表清算人となる。
- ウ. A社の清算人は、清算事務として、債権の取立ておよび債務の弁済をすることはできるが、残余財産の分配をすることはできない。
- エ. A社は、清算手続に入ったとしても、毎期株主総会を開催し、清算事務等の報告等を行う必要がある。
- オ. A社は、清算手続に入った場合、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまでは存続するものとみなされる。

- ① アイウ ② アウオ ③ アエオ
④ イウエ ⑤ イエオ

第9問 9-4 (2点)

Aは、B銀行から継続的に融資を受けているCのために、CがB銀行に対して負う借入金債務を主たる債務として、B銀行との間で民法上の個人貸金等根保証契約を締結することとした。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、本件個人貸金等根保証契約は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約または主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約ではないものとする。

- ① B銀行がAとの間で本件個人貸金等根保証契約を締結する際に極度額を定めなかった場合、本件個人貸金等根保証契約は、その効力を生じない。
- ② 本件個人貸金等根保証契約が書面または電磁的記録によって締結されない場合は、本件個人貸金等根保証契約は、その効力を生じない。
- ③ 本件個人貸金等根保証契約に基づきAが保証

債務を弁済する場合、Aが保証債務を弁済する前および弁済した後にCに通知をしなかったとしても、AのCに対する求償権は制限されることはない。

- ④ 本件個人貸金等根保証契約が締結された場合、Aは、Cの主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものおよびその保証債務について約定された違約金または損害賠償金について、その全部にかかる極度額を限度として、履行する責任を負う。
- ⑤ Cが破産手続開始の決定を受けた場合、本件個人貸金等根保証契約における主たる債務の元本は確定する。

第10問 10-1 (2点)

消費貸借契約に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 借主Aは、貸主B社との間で、年20%の割合による利息を約定して40万円を借り入れる旨の金銭消費貸借契約を締結し、貸主B社から40万円の交付を受けた。この場合、利息制限法上、年18%を超える部分の利息の約定は無効である。
- イ. 貸金業者C社は、借主Dとの間で貸付けの契約を締結しようとする場合、貸金業法上、借主Dの返済能力に関する事項を調査する必要はない。
- ウ. 貸金業者E社は、借主Fとの間で、貸付金に対し年110%の割合による利息の約定をして80万円を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結し、借主Fに80万円を交付した。この場合、貸金業法上、当該金銭消費貸借契約自体が無効となる。
- エ. 借主Gは、貸主H社との間で、半年後に全額を返済する旨の約定をして100万円を借り入れる旨の金銭消費貸借契約を締結し、貸主H社から100万円の交付を受けた。この場合において、借主Gおよび貸主H社が金銭消費貸借契約書を作成していないときは、当該金銭消費貸借契約の効力は生じない。

オ、問屋I社は、取引先である小売店J社との間で、小売店J社から50万円を借り入れる旨の金銭消費貸借契約を書面により締結した。当該金銭消費貸借契約において利息の約定をしていない場合、商法上、小売店J社は、問屋I社に対して利息を請求することができない。

- ① アウ ② アオ ③ イウ
④ イエ ⑤ エオ

第10問 10-2 (2点)

A株式会社における会社設立時の株式の発行および募集株式の発行に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、A社は、会社法上の公開会社であるものとする。

- ア、A社を設立する際には、A社の定款で定める発行可能株式総数の範囲内であればその多寡を問わず、自由に株式を発行することができる。
- イ、A社は、一定の要件の下で発行可能株式総数を増加させることができるが、増加後の発行可能株式総数は、増加前の発行済株式総数の4倍を超えることはできない。
- ウ、A社がその株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える株主割当ての方法により募集株式を発行する場合、A社の株主は、原則として、その有する株式の数に応じて割当てを受ける権利を有する。
- エ、A社の株主は、A社における募集株式の発行が法令またはA社の定款に違反する場合、または、募集株式の発行が著しく不公正な方法により行われる場合において、不利益を受けるおそれがあるときは、A社に対し、当該募集株式の発行をやめることを請求することができる。
- オ、A社において募集株式の発行が行われた場合において、募集株式の引受人のうちに出資の履行をしない者がいるときは、当該募集株式の発行手続全体が無効となる。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウオ
④ イウエ ⑤ ウエオ

第10問 10-3 (2点)

A社では、その事業に関連して行政庁の許認可手続を経る必要が生じた。次のア～オの記述は、許認可手続についてA社内で検討している甲と乙との会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア、甲「当社が行った営業許可の申請に対し、国の所轄官庁から当該申請の内容の変更を求める旨の行政指導が行われた場合、当社がその行政指導に従うまで、行政指導が続くのでしょうか。」
- 乙「申請の取下げまたは変更を求める行政指導にあつては、行政手続法上、所轄官庁は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したとしても、当該行政指導を継続することができる」とされています。」
- イ、甲「当社が国の所轄官庁に対し営業許可の申請をした場合において、この申請に対して所轄官庁が営業許可を拒否する処分をするときは、当社は、その処分がなされた理由を知ることができますか。」
- 乙「行政手続法上、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をした場合には、原則として、申請者に対し、同時にその処分の理由を示さなければならないとされています。」
- ウ、甲「当社は、国の所轄官庁から口頭で行政指導を受けましたが、当該行政指導の内容を書面で明確化して欲しいと考えています。当社は、所轄官庁に対し、行政指導の内容の書面化を求めることはできるでしょうか。」
- 乙「行政指導が口頭でされた場合において、行政手続法上、所轄官庁が、当該行政指導の内容を書面化するか否かは任意とされており、所轄官庁は当該行政指導の内容を書面化することを義務付けられていません。」
- エ、甲「当社が国の所轄官庁から不利益処分を受ける場合、当社に意見陳述の機会是与えられますか。」
- 乙「当社が国の所轄官庁から不利益処分を受ける場合、行政手続法上、当社に対し、不利益処分の理由が示され、意見陳述の機会与えられます。」

オ. 甲「当社が、国の所轄官庁から行政指導を受けたが、これに従わなかった場合、当社は、当該行政指導に従わなかったことを理由として、当該所轄官庁から不利益な取扱いを受けますか。」

乙「国の所轄官庁から行政指導を受けたが、これに従わなかった場合、行政手続法上、当該所轄官庁は、当該行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをすることができないとされています。」

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ
④ イエオ ⑤ ウエオ

第10問 10-4 (2点)

A社は、個人事業主としてソフトウェアの開発を行っている甲に対し、ソフトウェア開発業の運転資金として貸し付けた500万円の返還を求める民事訴訟を提起し、その主張を認容する確定判決および執行文の付与を得た。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 甲は、時価3000万円の土地を所有しているが、当該土地については、甲に対して貸金債権を有するB社が確定判決および執行文の付与を得てすでに差し押さえていた。この場合であっても、A社は、当該土地を差し押さえることができる。

イ. 甲は、時価500万円の別荘を所有しているが、当該別荘については、甲に対して貸金債権を有するC社が確定判決および執行文の付与を得てすでに差し押さえていた。この場合、A社は、C社の差押えに基づく競売手続において配当要求をすることはできない。

ウ. 甲は、時価1000万円のマンションを所有しているが、当該マンションについては、甲に対して貸金債権を有するD社が抵当権の設定を受けその登記を経ていた。この場合、D社が当該マンションにつき抵当権に基づいて競売開始の申立てをし、その開始決定がなされた後、A社が当該手続で配当要求をしたときは、その後にD社が競売開始の申立てを取り下げたとしても、A社の配当要求の手続は続行される。

エ. 甲は、E社からソフトウェアの開発を受託し、

E社との間で締結した請負契約に基づき500万円の報酬請求権を有している。この場合において、A社は、当該報酬請求権を差し押さえたときは、民事執行法上、甲に差押命令が送達された日から一定の期間を経過したときは、当該報酬請求権を取り立てることができる。

オ. 甲は、F社、G社およびH社からそれぞれソフトウェアの開発を受託し、各社との間で締結した請負契約に基づき、F社に対し300万円、G社に対し400万円、H社に対し500万円の報酬請求権をそれぞれ有している。この場合において、A社は、甲に対して有する貸金債権および執行費用の額が合計550万円であるときは、甲の有する報酬請求権のうち、いずれか2つの報酬請求権しか差し押さえることができない。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ
④ イウオ ⑤ ウエオ